

熊学保第35号

令和8年（2026年）7月10日

公益社団法人熊本県薬剤師会長 様

公益財団法人熊本県学校保健会

会長 水 足 秀 一 郎

公益財団法人熊本県学校保健会への財源援助について（お願い）

日頃から、本県児童生徒の健康教育の推進につきまして御協力をいただき、感謝申し上げます。また、熊本県学校保健会の運営並びに事業推進につきましても御理解と御協力をいただき、重ねて感謝申し上げます。

さて、御承知のとおり、本会は別添趣意書及び要覧に記述していますように県内小・中・高等学校児童生徒の健康・安全の保持増進のため、各種の事業に取り組み、多大の成果をあげており、このことは、皆様方からの心温まる御援助による財源をもとに推進しているところであり、心から感謝申し上げます。

つきましては、出費多端の折、誠に恐縮に存じますが、本年度も引き続き皆様の温かい御支援を賜りますようお願い申し上げます。

公益財団法人熊本県学校保健会事務局

〒862-8609

熊本市中央区水前寺6-18-1

県教育庁県立学校教育局体育保健課内

担 当：岩 田・草 野

TEL 096-384-4482

FAX 096-285-7744

e-Mail : info@kumagakuho.or.jp

(公財)熊本県学校保健会財源援助金のお願い

日頃より、本会の事業にご支援・ご協力を賜りますとともに、学校の環境衛生をはじめ、薬物乱用防止教育など、児童生徒の健康づくりにご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

皆様方から毎年賜っておりますご援助により、本会では各種事業や研修会等を実施し、本県児童生徒の健康・安全の維持増進に努めております。

本年度も、児童生徒の知力、徳力、体力の基盤となる学校保健活動の充実を図り、子どもたちの健康・安全の維持増進に取り組んでまいります。つきましては、本会の趣旨をご理解いただき、1口2,000円以上のご援助を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

※公益財団法人熊本県学校保健会は、平成24年5月23日付で税額控除が受けられます。

令和 8 年 8 月

公益社団法人 熊本県薬剤師会会長

(公益財団法人 熊本県学校保健会副会長)

富 永 孝 治

公益財団法人 熊本県学校保健会会長

水 足 秀一郎

趣 意 書

1 学校保健会の歴史

本会は、昭和21年、戦後の児童生徒の健康問題を憂慮して、それに対応するため、当時の「帝国学校衛生会」と「日本学校歯科医会」が合併し、「日本学校衛生会」が組織されたのを機に本県では、衛生部管轄下であったために「日本学校衛生会熊本県支部」として発足しました。その後は、昭和26年に組織の充実と機能を高めるため、「熊本県学校保健会」と名称を改めました。次に昭和61年には、「財団法人熊本県学校保健会」を設立し、健康で創造性に富み、真に21世紀の社会を担うことができる児童生徒の育成に向けて活動を推進しました。

現在は、平成24年4月1日から「公益財団法人 熊本県学校保健会」になり、公益性のある法人として各事業を推進しております。

2 今日の児童生徒の健康課題

近年の社会環境や生活環境の急激な変化は、子どもたちの心身に大きな影響を及ぼし、いじめや不登校、生活習慣病の兆候、アレルギー疾患、性の逸脱行動、薬物乱用、新たな感染症やインフルエンザの感染態様の変化、朝食の欠食、ネット依存等様々な心身の健康課題をもたらしています。

3 課題解決に向けての本会の取組み

公益財団法人 熊本県学校保健会では、このような状況をふまえて、児童生徒の健康・安全の増進に寄与することを目的とした学校保健に関する事業を行ない、学校や家庭をさらに支援してまいりたいと思っています。そのためには、事業を推進していく財源が不可欠であります。

4 財源について

本会の財源は、以下の負担金、補助金、寄付で成り立っています。

- (1) 児童生徒1人当たり15円の負担金
- (2) 熊本県からの補助金
- (3) 熊本県医師会、熊本県歯科医師会、熊本県薬剤師会からの助成金並びに会員様からの寄付（援助金）
- (4) 校長先生、副校長先生、教頭先生からの寄付（援助金）
- (5) 事業所、会社、個人からの寄付（援助金）

5 財源の現況

ここ数年は、県補助金の削減や児童生徒数の減少、学校の統廃合による学校数の減少により財源がかなり削減されてきております。

6 財源援助のおねがい

このような中で例年、本会に賜っている皆様方のご理解とご協力に心からお礼と感謝を申し上げます。また、『子どもは未来の宝である』ことをご理解いただき、出費多端の折とは存じますが、ご援助を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年（2026年）8月

公益財団法人 熊本県学校保健会
会 長 水足 秀一郎

財 源 援 助 の お 願 い

Ⅰ 公益財団法人 熊本県学校保健会の事業内容

【本会の目的】

熊本県における学校保健に関する調査研究及びその普及進展に関する事業を行い、本県児童生徒の健康・安全の増進に寄与する。

【事業の内容】

- (1) 児童生徒の健康・安全に関する調査研究及び学校保健の普及啓発
- (2) 学校における児童生徒の健康・安全づくりのための健康教育の推進
- (3) 学校保健の普及、進展に関する顕彰事業
- (4) 学校保健関係者の指導研修
- (5) 学校保健の振興に関する広報活動
- (6) 学校保健に関する各種研究大会等の開催
- (7) 県内郡市学校保健会、高等学校保健会、市町村教育委員会及び関係機関・団体との連絡
協調
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

2 寄附金募集について

【寄附金・負担金・補助金の使途】

- (1) 研修会事業（熊本県学校保健研究協議大会、合同研修会 等）
- (2) 相談・助言事業（こころの健康アドバイザー事業、心臓検診調査票・学校生活管理指導表の作成・配付）
- (3) 助成事業（健康教育推進校への助成、各郡市学校保健会・高等学校保健会、養護教諭研究会等への助成）
- (4) 表彰事業（熊本県学校保健会表彰、健康づくり推進学校表彰）
- (5) 調査研究・資料収集事業（アンケート調査）
- (6) 普及啓発（保健会誌の作成・配付、インターネットの管理・運営）
- (7) 上記事業推進等を含む会の運営全般・事務局の運営

【寄附金額】

- | | | | |
|-----------------|------------|------------|------------|
| ◆医師会員の皆様 | 1口 6,000 円 | ◆歯科医師会員の皆様 | 1口 3,000 円 |
| ◆薬剤師会員の皆様 | 1口 2,000 円 | ◆企業の皆様 | 1口 5,000 円 |
| ◆校長会、副校長・教頭会の皆様 | 1口 1,000 円 | | |
| ◆その他個人様 | 1口 1,000 円 | | |

【寄附金税制優遇措置】

公益法人移行に伴い、所得額から寄付金額が控除されます。

{ 所得金額 - (寄付金額 - 2,000円) } × 所得税率 = 税 額

【寄附金の振込先】

◆郵便局 01980-3-10004
公益財団法人熊本県学校保健会

【事務局】

〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
県教育庁県立学校教育局体育保健課内
TEL: 096-384-4482 FAX: 096-285-7744
e-mail: info@kumagakuho.or.jp